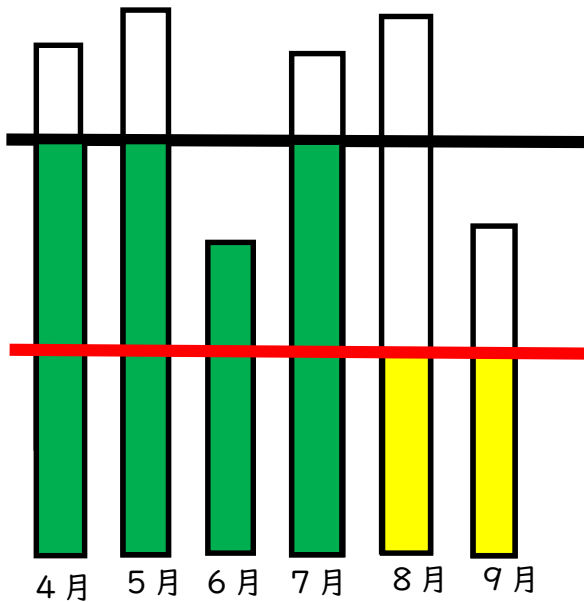


【多数該当】

3月目までの
自己負担限度額4月目からの自
己負担限度額

・直近の1年間に高額療養費の支給が3ヶ月以上あった場合は、4ヶ月目からの自己負担額はさらに下がります。

高額療養費

70歳未満の方へ



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

高額療養費

マイナ保険証をお持ちの方はオンラインで資格同意できます。**資格確認書**をお持ちの方は**限度額適用認定証を申請してください**。
提示することにより、1ヶ月（1日～末日）の窓口負担が自己負担限度額までとなります。外来でも利用できます。

所得区分	1か月当たり 自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)	適用 区分
年収換算約1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：901万円超	270,300円+ (総医療費－901,000円)×1% 年単位の上限額1,680,000円	140,100円	ア
年収換算約770万円～ 約1,160万円 健保：標準報酬月額 53万円～79万円 国保：600万円～901万円	179,100円+ (総医療費－597,000円)×1% 年単位の上限額1,110,000円	93,000円	イ
年収換算約370万円～ 約770万円 健保：標準報酬月額 28万円～50万円 国保：210万円～600万円	85,800円+ (総医療費－286,000円)×1% 年単位の上限額530,000円	44,400円	ウ
年収換算～約370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：210万円以下	61,500円 年単位の上限額530,000円	44,400円	エ
低所得者 (住民税非課税)	36,900円 年単位の上限額290,000円	24,600円	オ

- ・医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別、保険薬局等それぞれでの取り扱いになります。
- ・負担割合は3割です。（義務教育就学前に者については2割）
- ・入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は含まれません。
- ・1つの世帯で（同じ保険証に名前がのっている人）で、同じ月に**1件あたり21,000円以上の自己負担額を2回以上**支払った場合は合算することが出来ます。 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

・区分アまたは区分イに該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」又は「区分イ」の該当となります。

※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。国民健康保険から協会けんぽに加入した場合など、保険者が変わったときは多数該当の月数に通算されません。

※**多数該当は同一被保険者で適用**されます。退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。

【申請窓口】

医療保険	申請窓口
国民健康保険	市町村
全国健康保険協会	全国健康保険協会 都道府県支部
健康保険組合	各保険者に お問い合わせください
共済組合	
船員保険	

【申請に必要なもの】 ・資格確認書 ・印鑑

*全国健康保険協会の申請用紙は当院にもありますが、マイナ保険証での資格認証ができます。

医療費の上限額が確認できるものを医療サービス課にご提示下さい



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193